

## 扶桑町意向確認型指名競争入札方式試行要綱

(平成6年1月14日要綱第1号)

(平成19年3月30日訓令第34号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札において、工事の品質を確保しつつ、競争性、透明性を高めるため、建設業者の入札参加意欲と技術的適性及び施工能力をよりの確に反映させる手続きを取り入れた意向確認型指名競争入札方式を試行するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 意向確認型指名競争入札の試行の対象となる建設工事は、予定価格が1億5千万円以上のものとする。

(現行規定の効力)

第3条 この要綱に特別の定めがない限り、現行の諸規程は従前のとおり適用される。

(意向確認対象者の選定)

第4条 扶桑町業者指名審査会(以下「審査会」という。)は、当該工事に係る入札参加意欲を確認する対象者(以下「意向確認対象者」という。)を扶桑町業者指名審査事務取扱要綱(昭和56年要綱第6号。以下「指名要綱」という。)別表に定める参加人員の2倍程度を選定するものとする。  
2 前項の意向確認対象者を選定については、意向確認型入札参加者選定基準(別表。以下「選定基準」という。)を参考にして行うものとする。

(意向確認対象者への通知等)

第5条 契約担当課長は、意向確認対象者に対して、意向確認対象者として選定された旨及び当該工事についての概要その他意向確認型指名競争入札参加にあたり必要な資料の提出について通知(様式第1号)するものとする。

(入札参加の申込み)

第6条 前条により通知を受けた者で、当該通知による工事の入札に参加する意欲を有する者は、意向確認型指名競争入札参加申込書(様式第2号。以下「参加申込書」という。)に参考資料(様式第3号)を添えて、提出

するものとする。

- 2 前項の参加申込書及び参考資料を指定する場所、日時までに提出しない者は、当該通知による入札には参加の意向がないものとする。この場合、参加申込書及び参考資料を提出しない者に対する不利益な取扱いをしないものとする。

(入札参加者の選定)

第7条 契約担当課長は、提出された参加申込書及び参考資料を審査整理し、評価を付して、審査会に提出するものとする。

- 2 審査会は、前項により提出のあったものについて、選定基準に基づき審査し入札参加者を選定するものとする。

(意向確認型指名競争入札方式の取り止め)

第8条 審査会は、前条第2項による審査の結果入札参加者として適当と認められる者の数が、指名要綱別表に定める参加人員の数未満となった場合は、この要綱に基づく入札を行わないものとする。

- 2 前項の場合においては、指名要綱に基づき入札参加者の選定をし、指名競争入札を行うものとする。この場合、前条第2項による審査の結果適当と認められた者については、指名競争入札のための指名業者選定調書に優先して登載するものとする。

(入札参加者等に対する通知)

第9条 契約担当課長は、入札参加者として選定された者に対して、指名競争入札について通知(様式第4号)するものとする。

- 2 契約担当課長は、参加申込書を提出した者が入札参加者として選定されなかったときはその者に対して、その旨通知(様式第5号)するものとする。なお、当該者から選定されなかった理由について問い合わせがあった場合は、その理由を説明するものとする。

- 3 契約担当課長は、前条第1項により、この要綱に基づく入札を行わないこととなった場合、第6条第1項の参加申込書及び参考資料を提出した者へその旨通知(様式第6号)するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、意向確認型指名競争入札試行に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成6年1月14日から施行する。

附則（平成19年3月30日訓令第34号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 意向確認型入札参加者選定基準

項目	選定基準の留意事項
1. 指名停止の有無	<p>(1) 扶桑町指名停止等の措置要領に基づく指名停止の期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 扶桑町指名停止等の措置要領に基づく指名停止の期間が6ヶ月以内であったものは指名しないこと。</p>
2. 不誠実な行為の有無	<p>当町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合は指名しないこと。</p> <p>工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>一括下請、下請代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
3. 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先から停止等の事実があり、経営状態が不健全である場合は、指名しないこと。</p>
4. 工事成績	<p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>

項 目	選 定 基 準 の 留 意 事 項
5. 当該工事に対する地理的条件	<p>(1) 本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること</p> <p>(2) 本店、支店又は営業所の所在地は、当該工事の場所により「地域」の考え方を設定すること。</p>
6. 指名機会の公平性	<p>(1) 工事規模に応じて格付け順位の接近した業者を選定すること。</p> <p>(2) 同一業者が何度も重複して選定されないように配慮すること。</p>
7. 手持工事	<p>当該地域における工事の手持状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかの状況を総合的に勘案すること。</p>
8. 当該工事についての技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>

項目	選 定 基 準 の 留 意 事 項
	<p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 配置予定の技術者がそれぞれ適性であること。</p>
9. 安全管理の状況	<p>(1) 当町発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態で継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 当町発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良の場合は、十分尊重すること。</p>
10. 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 当町発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分であるかを総合的に勘案すること。</p>

項目	選 定 基 準 の 留 意 事 項
	(3)建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

(注)上記2～4、7～10については、把握し得る情報の中から判断し、これらの事由が存在する場合は、指名候補者名簿に登載しない。また、登載後、これらの事由が明らかになった場合は、指名業者選定調書から削除する。